

議第20号

高山市誰にもやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例について

高山市誰にもやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い改正しようとする。

高山市誰にもやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例

高山市誰にもやさしいまちづくり条例（平成16年高山市条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(建築物移動等円滑化基準に付加する事項) 第17条 (略)</p> <p>2 施行令第10条第2項の規定による条例対象小規模特別特定建築物についての法第14条第3項の規定に基づき条例で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項並びに構造及び配置に関する基準は、前項の規定によるもののほか、<u>施行令第11条から第14条まで、第16条から第18条まで及び第20条から第24条までに定めるところによる。</u></p>	<p>(建築物移動等円滑化基準に付加する事項) 第17条 (略)</p> <p>2 施行令第10条第2項の規定による条例対象小規模特別特定建築物についての法第14条第3項の規定に基づき条例で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項並びに構造及び配置に関する基準は、前項の規定によるもののほか、<u>施行令第11条から第14条まで、第17条から第19条まで及び第21条から第25条までに定めるところによる。</u></p>

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。